

2026年度「NPO法人設立・運営相談窓口事業」 企画提案募集 実施要項

1 委託事業名

NPO法人設立・運営相談窓口事業（東部・中部・北部・西部）

2 事業の目的

NPO法の理念やNPO法人に関する正しい知識の周知を図るとともに、市民のNPO活動への参加促進とNPO法人の健全な発展を支援するため、NPO法人の設立を検討している市民や団体に対して必要な情報の提供や助言を行い、また設立後のNPO法人に対して、定款変更をはじめ法人運営に関する助言等を行う相談窓口を設置する。

3 委託期間（予定）

2026年4月1日～2027年3月31日

4 募集エリア

以下のエリアごとに事業者を1団体ずつ（複数のエリアに応募いただくことが可能。）選定する。

エリア	所管地域 ※1	事業者数
東部	東灘区、灘区	1団体
中部	中央区、兵庫区、長田区	1団体
北部	北区	1団体
西部	須磨区、垂水区、西区	1団体

※1 所管地域とは

その地域内に拠点を置くNPO法人等を主な相談対象として想定している。

ただし、地域外のNPO法人等からの相談を除外するものではない。

5 委託事業の内容

- (1) 神戸市所轄のNPO法人の設立、定款変更、役員変更、解散等の手続及び内容に関する相談、決算書類作成にかかる会計事務、その他運営に関する相談業務（認定に関するものを除く。）
- (2) NPO法人の設立・運営に関する公開用資料の作成
- (3) (1)～(2)にかかる広報
- (4) (1)～(3)にかかる神戸市との連絡調整

6 委託料上限額

東部 1,700,000円、中部 2,250,000円、北部 900,000円、西部 1,250,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限額とする。

7 事業実施要件

(1) NPO法人の設立、運営に関する相談窓口業務について

- ① 相談窓口を各エリア内の地域に1か所以上設置すること。

エリア	事業地域
東部	東灘区、灘区
中部	中央区・兵庫区・長田区
北部	北区
西部	須磨区・垂水区・西区

- ② 相談対応については、相談を受けるために必要な時間を確保すること。

参考

	東ブロック（東灘区、灘区、中央区）	西ブロック（兵庫区、北区、長田区、須磨区、垂水区、西区）
2020 年度	279 件 (102 団体)	207 件 (109 団体)
2021 年度	200 件 (158 団体)	121 件 (95 団体)
2022 年度	(東ブロック・西ブロック合わせて) 352 件	
2023 年度	(東ブロック・西ブロック合わせて) 397 件	
2024 年度	(東ブロック・西ブロック合わせて) 484 件	

- ③ 相談窓口設置時間は、対面による相談が可能であること。

- ④ 相談業務に係る内容は、クレームも含め対応すること。カスタマーハラスマント、不当要求等と判断し通常と異なる対応をとる場合は、神戸市と協議のうえ対応すること。
- ⑤ 適宜、オンライン面談、電子メール、電話、FAX等による対応も行うこと。
- ⑥ 相談に使用する手引書は、兵庫県・神戸市が共同で発行する手引書を用いること。
- ⑦ 相談は無料であること（配付資料も含む）。
- ⑧ 相談窓口を案内するリーフレット等を作成し、広く周知すること。
- ⑨ 毎月、前月に受けた相談やその対応等について、相談ごとに、別に定める様式により神戸市に報告すること。
- ⑩ 相談者にはアンケートを配布・案内すること（回収・集計は神戸市が行う）。なお、アンケートは神戸市で作成し、内容や配布方法は委託先決定後に通知する。

(2) NPO法人設立・運営に関する公開用資料の作成について

- ① 「法人設立」「定款変更」「役員変更及び解散」「事業報告書等の作成」のいずれか1つに関する公開用資料を作成し、神戸市に納品する。
- ② 資料はPowerPoint形式で作成し、ノートに説明や補足情報（注意事項やよくある間違い等）を記載すること。
- ③ 作成内容が重複しないよう、詳細は委託先決定後に神戸市と調整する。
- ④ 完成した資料の著作権は神戸市に帰属するものとする。

(3) (1)～(2)にかかる広報について

必要に応じてパンフレット、チラシを作成し配布すること。また、効果的な広報手段を用い、適宜情報発信すること。

(4) (1)～(3)にかかる神戸市との連絡調整について

相談内容のケース検討や業務に関する調整を行う会議を、年6回（原則2ヶ月に1回）を目

安を行うこと。また、その他受託事業実施に必要な事項については神戸市及び受託者間で適宜連絡調整を行うこと。

- (5) その他、本事業の実施にあたっては、市が行う他のN P O支援施策とも連携し、効果的な支援を行えるよう努めること。

8 応募者の資格

神戸市内に本店（主たる事務所）があり、かつ、法人格を有する団体であって、次の要件を満たすもの。

- ① 法人の定款において、N P O法人の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行う旨を定めていること。
- ② 特定非営利活動促進法、関連法令及びN P O法人会計基準等に精通し、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する団体であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当しないこと。

9 スケジュール

(1) 公募開始	2026 年 1 月 15 日（木）
(2) 企画提案参加申込書兼質問書提出期限	2026 年 2 月 6 日（金）17 時
(3) 提案選考会における提案時間の通知	2026 年 2 月 6 日（金）以降
(4) 質問に対する回答	2026 年 2 月 13 日（金）17 時
(5) 企画提案書等の提出期限	2026 年 3 月 2 日（月）17 時
(6) 提案選考会	2026 年 3 月上旬予定
(7) 選定結果通知	2026 年 3 月中旬予定
(8) 契約締結・委託開始	2026 年 4 月 1 日（水）【予定】
(9) 委託終了	2027 年 3 月 31 日（水）

10 応募書類の配布場所

(1) 配布場所

- ① 神戸市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a52374/shisei/20260115.html>



（二次元コード）

- ② 神戸市地域協働局地域活性課

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1（神戸市役所 1 号館 23 階）

(2) 配布期間

2026 年 2 月 6 日（金）まで（土日祝を除く）

9 時から 17 時まで（但し、12 時から 13 時までを除く）

11 応募方法

(1) 企画提案参加申込書兼質問書の提出

応募者は、別紙様式1に定める「企画提案参加申込書兼質問書」を応募するエリアごとに作成し、提出してください。

① 提出書類

「企画提案参加申込書兼質問書」(様式1)

② 提出期限

2026年2月6日(金)17時必着

③ 提出方法

電子メールで提出してください。

なお、行き違いがないよう、送信後に「(3)提出先」に電話で届いているかどうか確認してください。

※ 質問に対する回答は、2026年2月13日(金)17時までに、応募者全員に電子メールで回答します。

※ 質問は、「企画提案参加申込書兼質問書」(様式1)以外では受け付けません。

(2) 企画提案書等の提出

「企画提案参加申込書兼質問書」の提出者は、委託事業の実施についての「企画提案書」及び「事業見積書」を応募するエリアごとに作成し、提出してください。

※ 期限までに「企画提案参加申込書兼質問書」を提出していない場合は、「企画提案書」及び「事業見積書」の提出はできません。

① 提出書類

- ・ 「企画提案書」
- ・ 「事業見積書」

※ 事業実施に係る経費の内訳を業務別に分けて記載してください。

※ A4サイズ、様式自由。ただし、別紙様式2に定める表紙をつけてください。

② 「企画提案書」への記載事項

ア 相談窓口業務について

- ・ 相談窓口業務にあたっての基本方針

(相談対応の方針、対応時に留意すること等、相談窓口業務についての考え方、基本方針について記載してください。)

- ・ 相談窓口の設置方法〔相談窓口を置く場所(住所)、開設時間帯等〕
- ・ 相談対応方法(具体的な手順)
- ・ 実施体制(相談員の人数、経験年数等)
- ・ その他、支援に関するネットワーク等関連団体との連携

イ 公開用資料について

- ・ NPO法人の設立・運営に関して、相談対応時等に使用・配布している資料がある場合は、その資料を添付してください。
- ・ 過去に説明会等を開催している場合は、その際に使用・配布した資料を添付してください。
- ・ 上記のいずれの資料もない場合は、「法人設立」「定款変更」「役員変更及び解散」「事業報告書等の作成」のうち1つを選択して資料を作成し、添付してください。
- ・ 添付資料の形式は問いません。

ウ 本要項記載内容以外で実施する効果的な提案

- ・ 実施計画案（内容、時期、対象者、運営体制等）

③ 添付書類

ア 団体概要〔法人名、代表者、所在地、連絡先、法人の組織図（人員体制）、中間支援実績、相談員の実績〕

イ 定款

ウ 決算報告書

エ 事業報告書

オ 委託事業と同種の相談業務の実績内容を説明する資料

※ その他、適宜、パンフレット、参考となる資料を添付してください。

※ 決算報告書、事業報告書は、直近のものを提出してください。

④ 提出期限

2026年3月2日（月）17時必着（土日祝を除く）

⑤ 提出方法

電子メールで提出してください。

なお、行き違いがないよう、送信後に「(3)提出先」に電話で届いているかどうか確認してください。

(3) 提出先

神戸市地域協働局地域活性課 担当：岡本

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1（神戸市役所1号館23階）

T E L : 078-322-6837 F A X : 078-322-6133

E-mail : npo@city.kobe.lg.jp

12 選考・決定について

提案選考会において提案説明を実施し、本事業の委託候補者を決定します。

(1) 提案選考会の開催

日時：2026年3月上旬を予定

場所：神戸市役所内会議室を予定

※ 1団体あたりの提案説明の時間、選考委員との質疑応答の時間はそれぞれ8分以内とします。

※ 提案時間については2026年2月6日（金）以降に、提案団体に連絡します。

※ 提案書を提出した団体は必ず出席してください。欠席の場合は選考対象から除外します。

(2) 委託候補者の選定方法

提出書類及び提出者による提案選考会（非公開）での提案説明を受け、選考委員による以下の項目に関する評価に基づき、候補者を決定します。選考の結果、いずれの応募者も以下①、②の合計点が配点の合計の5割に満たない場合は、候補者なしとします。また、見積価格が委託料上限額を上回った場合は評価の対象外とします。評価が同点の場合は、選考委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。

① 団体適性（配点：45点）

- ・団体として主体的に事業を遂行する組織基盤・相談体制はあるか。(10点)
 - ・法人としての決算報告書類等は適正に作成されているか。(10点)
 - ・相談・運営体制は十分か。(10点)
 - ・N P O法人認証制度に関する十分な知識があるか。(10点)
 - ・委託事業と同種の相談業務の実績があるか。(5点)
- ② 計画性・有効性 (配点: 40点)
- ・相談窓口の設置日、設置時間等は利用しやすい設定になっているか。(5点)
 - ・相談窓口の設置場所は、事業地域の利用者にとって利用しやすい場所にあるか。(5点)
 - ・相談対応についての考え方、方針は妥当であるか。(10点)
 - ・提案書に添付された資料は、対象者にとって有益な内容が掲載されているか。(10点)
 - ・提案書に添付された資料は、内容がわかりやすいよう工夫されているか。(5点)
 - ・募集要項で指定している業務以外で効果的な提案が盛り込まれているか。(5点)
- ③ 事業費の見積り (配点: 10点)
- 次の式によって算出: 10点 × (最低提示価格※ ÷ 応募者提示価格)
- ※ 最低提示価格とは、全ての応募者の提示した価格のうちの最低価格とします。
- ④ 男女共同参画の職場づくりへの社会的貢献度 (配点: 5点)
- 以下のいずれかに該当しているか。

評価項目	確認方法
・こうべ女性活躍推進企業認定制度 (ミモザ企業)	認定証の写し ※神戸市のHPにて公表
・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表
・くるみん認定・プラチナくるみん・ トライくるみん認定	くるみん認定・プラチナくるみん・トライ くるみん認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表
・ユースエール認定	ユースエール認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表
・ひょうご女性の活躍企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご女性の活躍推進会議のHPにて公表
・仕事と生活のバランス企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご仕事と生活センターHPにて公表
・一般事業主行動計画	一般事業主行動計画策定(労働局の受付印のあるもの)の写し

(3) 結果発表

後日、各応募者に対して文書により通知します。

13 その他

- 1 本件プロポーザル審査において使用する言語は日本語とします。
- 2 提出物一式は、結果にかかわらず返却しません。
- 3 企画提案書等の作成にかかる費用は、応募者の負担とします。
- 4 神戸市が指示する場合を除き、提出期限以降の書類の変更・差替え・追加提出若しくは再提

出は認めません。

- (5) 企画提案書について、あらかじめ提案選考会前に内容の確認（ヒアリング）を行う場合があります。
- (6) 委託候補者は、神戸市と神戸市所定の「委託契約約款」に基づく委託契約を締結します。契約の詳細については別途委託候補者と神戸市との間で協議することとし、業務内容は、法令に違反しないよう留意することとします。
- (7) 当該業務にかかる 2026 年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この提案募集に基づく契約を締結しないことがあります。
- (8) 委託契約締結後、受託者は、神戸市が別途指定する日までに業務実施計画書を神戸市に提出し、承認を受けるものとします。
- (9) 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となります。

仕様書（案）

1 委託業務の内容

(1) N P O 法人設立・運営相談窓口業務

① 内容

- ・ 乙は、神戸市所轄の特定非営利活動法人（以下「N P O 法人」という。）の設立、定款変更、役員変更、解散等の手続及び内容、決算書類作成にかかる会計事務、その他法人の運営に関する相談業務（認定に関するものを除く）を行う。
- ・ 相談内容には、N P O 法人の設立、定款変更等の手続だけでなく、制度の説明、N P O 法人格の取得の適否、適切な定款変更方法、会計の基本的事務など、事業の観点からの相談も含む。
- ・ 相談窓口設置時間は、対面による相談が可能であること。適宜、オンライン面談、電子メール、電話、F A X等による対応も行うこと。
- ・ 相談業務に係る内容は、クレームも含め対応すること。カスタマーハラスマント、不当要求等と判断し通常と異なる対応をとる場合は、神戸市と協議のうえ対応すること。

② 窓口の開設時間

委託期間中の○曜日・○曜日・○曜日の午前○時から午後○時（祝日は除く）

※予約受付曜日・時間：月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日（祝日は除く）の
午前○時から午後○時

※祝祭日 2026 年 8 月○日（○）から同年 8 月○日（○）、2026 年 12 月○日（○）から 2027
年 1 月○日（○）は除く。

※対象者の希望がある場合、可能な限り、他の曜日・時間にも対応すること。

③ 窓口開設場所

○○○○

※ 対象者の希望がある場合、可能な限り、他の場所でも対応すること。

④ 対象者

- ・ 神戸市所轄のN P O 法人の設立を検討している人又は団体
- ・ 神戸市所轄のN P O 法人

⑤ その他

- ・ 相談料は、無料とすること（配付資料を含む）。ただし、対象者の希望による他の会場での相談については、交通費の実費弁償を受けることができる。
- ・ 相談に使用する手引書は、兵庫県・神戸市が共同で発行する手引書を用いること。
- ・ 乙は、業務にあたって行政書士法等の法令に違反しないよう留意すること。
- ・ 乙は、相談及びその対応について、相談実施月の翌月 10 日までに、別途定める様式により甲に報告すること。
- ・ 乙は、甲が作成したアンケートを相談者に配布・案内すること。

(2) 公開用資料の作成業務

① 内容

乙は、○○に関する公開用資料を作成し、神戸市に納品する。

② 作成形式

乙は、Power Pointで資料を作成し、ノートに説明や補足情報（注意事項やよくある間違い等）を記載すること。

③ その他

完成した資料の著作権は神戸市に帰属するものとする。

(3) (1)～(2)にかかる広報について

募集案内やパンフレット、チラシを作成し配布すること。また、効果的な広報手段を用い、適宜情報発信すること。

(4) (1)～(3)にかかる神戸市との連絡調整

乙は、甲と連絡を密にして相談対応に齟齬が無いよう万全を期し、甲と定期的に連絡調整会議を開催する。

① 開催日等

- ・ 委託期間中、2ヶ月に1回を目安に実施する。
- ・ 開催日は、甲と調整の上その都度決定する。

② 開催場所

神戸市役所1号館内 会議スペース

③ 内容

- ・ 相談事例についての情報共有と意見交換
- ・ 対応に悩むケースの整理、対応方針の確認
- ・ 認定NPO法人相談窓口との情報交換等

④ その他

乙は、連絡調整会議以外にも、電話・Eメール等で甲と密に連絡を取ること。

(5) その他

- ・ 乙は、甲が行う他のNPO支援施策と連携し、効果的な支援を行うように努めること。
- ・ 乙は、委託期間終了後、20日以内に当該契約に係る実績報告書及び事業検証報告書を作成の上、甲に提出すること。

2 業務の引継ぎ

甲が次年度以降に当該事業を実施する場合で、乙と異なる者が当該事業を受託するとき、乙は、甲が指定する日までに、当該乙と異なる者に対して本仕様書に記載する業務に関する引継ぎを行わなければならない。

3 その他

この仕様書に明記されていない事項については、その都度、甲乙が十分に協議を行うものとする。